

■住宅用家屋証明申請必要書類一覧

申請区分 書類種別		個人が新築した家屋			個人が売買等により取得した家屋(使用されたことのないものに限る)		
		・所有者入居済 1	・所有者未入居 2	・所有者未入居 ・配偶者等入居済 3	・所有者入居済 4	・所有者未入居 5	・所有者未入居 ・配偶者等入居済 6
1	住宅用家屋証明申請書	○	○	○	○	○	○
2	住宅用家屋証明書(必要事項を記入して提出)	○	○	○	○	○	○
3	登記完了証(※1) 及び 建物表題登記申請書(受領証)	○	○	○	○	○	○
4	所有者の現在の住民票	○	○	○	○	○	○
5	配偶者等の現在の住民票			○			○
6	戸籍謄本(所有者と既入居者との関係がわかるもの)			○			○
7	売買契約書 または 譲渡証明書(直前の所有者)				○	○	○
8	家屋未使用証明書(直前の所有者または宅地建物取引業者)				○	○	○
9	未入居申立書 及び 添付図書(※2)		○			○	

※1 「法務省オンライン申請システム」から取得した登記官の印のない「登記完了証」は、**土地家屋調査士又は司法書士による「法務省オンライン申請システムから印刷したものに相違ない」旨の証明(職印の押印)が必要です。**

※2 現有家屋の処分方法により、次のいずれかの書類の添付が必要です。

ア 現有家屋を売却する場合：売買契約(予約)書(写)、媒介契約書(写)(契約書がない場合は、売却する旨の申立書)

イ 現有家屋を賃貸する場合：賃貸借契約(予約)書(写)(契約書がない場合は、賃貸する旨の申立書)

ウ 現有家屋が借家、社宅、寄宿舍、寮等の場合：申請者と家主との間の賃貸借契約書(写)、使用許可証(写)、家主の証明書等

エ 現有家屋に親族が居住する場合：親族が居住し、自己の住宅として使用しない旨の当該親族の申立書等

オ 現有家屋の処分方法等が未定の場合：「入居が登記の後になる理由」を疎明する書類

認定長期優良住宅の場合、上表に加え次の書類の添付が必要です。

① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第1号様式による申請書副本の写

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2号様式による認定通知書の写

※上表における用語の定義

所有者：所有権保存登記をしようとする者

配偶者等：社会通念に照らしその者と同居することが通常であると認められる配偶者その他の者